

○財務省告示第二百二十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十二年六月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年七月六日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百九

十三回）

二 発行の根拠 平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に
の法律及びそ 関する法律（平成二十二年法律第七号）第二十一条並びに
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
第一条及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適
用等

四 発行方法

札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に発行される入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とする。

十
三

初利入価・別債行争非
期札格第参市及入価
利発競Ⅱ加場び札格
子率行争非者特国発競

十
四

後第
の二期
利子以

十
五

償還
金額限

十
六

償還
金額限

十
七

元利
金支額

十
八

払入
場所加

十
九

払者
札参
期日

年○・二パーセント
平成二十二年十月十五日を
平成二十二年十月十五日を
払期とし、次の算式により
し、金額を支払う。ただし、
払期が銀行休業日に当たると
は、その翌営業日に支払う。
下、次の号及び第十五号に
規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月十五日及び十二月
日を、その日以、前六月間
に、利息を支払う。六月間
平成二十四年六月十五日
額面金額百円につき百円
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十二年六月十五日